

○江田島市定住促進交通費補助金交付要綱

平成31年3月31日

制定

改正 令和3年11月2日

改正 令和4年5月6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住促進を図るため、移住を目的に本市へ訪問して活動をした者に対し、予算の範囲内において江田島市定住促進交通費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市外に居住する18歳以上の者で、本市への移住を検討し、本市における次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現地視察を目的として、市又は一般社団法人フードでの移住相談を行い、市内の宿泊施設に1泊以上の宿泊をする者
- (2) 空き家バンク制度における物件の内覧を行う者
- (3) 空き家見学ツアーに参加する者
- (4) 移住者交流会に参加する者

2 前項の規定にかかわらず、同一年度に国、県、公益法人等による類似の補助金等の交付を受けるものは、補助対象者とししない。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、居住地から市内の最初の到着地までの交通費又は市内の最後の出発地から居住地までの交通費のいずれか低い方の額とし、その額が10,000円以上の場合に限る。ただし、レンタカー、タクシー及び自家用車に要する経費は、対象外とする。

2 居住地から市内の最初の到着地に到着し，又は市内の最後の出発地から居住地に到着する途中において，最短ルートにない他の市区町村を経由する場合は，居住地から市内の最初の到着地まで又は市内の最後の出発地から居住地までの最短ルートで公共交通機関を利用した場合の費用のいずれか低い方の額を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は，補助対象経費の額とし，1人当たり20,000円を上限とする。

2 前項の額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助金を交付する回数は，同一の者につき，通算2回までを限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は，あらかじめ本市への訪問日から起算して3日以上前の日（当該算定に係る日数において，休日を除く。）までに企画振興課と協議の上，訪問前に定住促進交通費補助金交付申請書（様式第1号）に本人確認ができるものの写しを添付し，市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は，前条の交付申請書の提出があった場合は，速やかにこれを審査し，補助金の交付の可否を決定し，定住促進交通費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により，交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 市長から書類の提出を求められたときは，速やかに当該書

類を提出すること。

(2) 定住促進交通費補助金交付申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

(3) その他市長が必要と認める事項
(権利譲渡の禁止)

第8条 第6条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、本市への訪問後、速やかに定住促進交通費補助金訪問完了報告書（様式第3号）により、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の完了報告書の提出があった場合は、内容を審査し、補助金の額を確定したときは、定住促進交通費補助金額確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、定住促進交通費補助金請求書（様式第5号）により、市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 訪問を中止したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた

とき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、定住促進交通費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、定住促進交通費補助金返還命令書（様式第7号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命ぜられた者は、期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第15条 規則第22条に規定する市長が定める期間は、本市への訪問が完了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月2日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の規定によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の事項を補正して使用することができる。

様式第 1 号 (第 5 条, 第 7 条 関係)

様式第 2 号 (第 6 条 関係)

様式第 3 号 (第 9 条 関係)

様式第 4 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 5 号 (第 1 1 条 関係)

様式第 6 号 (第 1 3 条 関係)

様式第 7 号 (第 1 4 条 関係)